

築上町商工業事業者支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症に伴い、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた中小法人・事業者等の負担を軽減する目的で、予算の範囲内において給付金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における商工業事業者とは、町内で事業を営む法人又は個人をいう。ただし、次に掲げる者を除くものとする。

- (1) 資本金 10 億円以上又は常時使用する従業員が 2,000 人以上の法人
- (2) 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第一に規定する公共法人

(給付金の支給対象)

第3条 補助金の支給を受けることができる商工業事業者は、次の各号いずれにも該当する商工業事業者とする。

- (1) 令和 4 年 7 月 1 日現在で町内に主たる事業所又は店舗等を置いて事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 同一の業種で築上町の令和 4 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の給付金等を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、給付金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団員又は関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗又は個人
- (3) 政党その他政治団体及び宗教団体等
- (4) その他町長が適当ではないと認めた者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、法人に 10 万円、個人に 5 万円を支給するものとする。

2 給付金の支給は、1 回のみとする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が定める期限まで

に、給付金支給申請書(様式第 1 号)に、次の各号の必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第 2 号)
- (2) 令和 3 年度確定申告書の写し又は、市町村民税申告書の写し
ただし、令和 4 年 1 月 1 日以降に開業した商工業事業者は、営業実態の分かる書類
- (3) その他町長が追加の必要があると判断した書類

(給付金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定により給付金の支給申請があった場合は、その内容を審査し、給付金支給の可否及び給付金の額を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により給付金を支給すべきものと決定した場合は、申請者に対し、給付金支給決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定により給付金を支給すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し、給付金不支給決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 給付金の支給は、町長に対して、給付金の支給決定を受けたものが支給請求書(様式第 5 号)を提出した場合に行う。

(支給決定の取り消し及び返還命令)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが認められた場合は、当該給付金の支給決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めて返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。